

第 48 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成 28 年 10 月 20 日（木） 13：56～16：08

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、大橋洋一構成員、野村武司構成員、勢一智子構成員、野口貴公美構成員

〔政府〕 境勉内閣府地方分権改革推進室次長、横田信孝内閣府地方分権改革推進室次長、五味裕一内閣府地方分権改革推進室参事官、荒木健司内閣府地方分権改革推進室参事官、宍戸邦久内閣府地方分権改革推進室参事官 ※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成 28 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 5：「特別養護老人ホーム」と「障害者向けのグループホーム」の合築に関する規制緩和（厚生労働省）>
（高橋部会長）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「基準」という。）第 210 条第 1 項の規定の趣旨を妨げなければ、「特別養護老人ホーム」と「障害者向けグループホーム」を合築することを必ずしも禁止しているわけではないとのことだが、どのような措置をすれば当該規定の趣旨の妨げにならないのか。

（厚生労働省）障害者向けグループホームについては、利用者の活動範囲が狭くなるおそれのある施設との合築は認められないことを通知する、あるいは都道府県職員等と話をする機会等に伝えていく。障害者向けグループホームを設置する際には、知事や市長が認可するので、当然、利用者の活動範囲が狭くなるおそれのある施設との合築については認められないことを確認していただけるものと考えている。基準第 210 条第 1 項の規定の趣旨を逸脱した合築の実例が出てくるようなことがあれば、検証する必要があると考えるが、当該基準の条文は、もともと自治体において一切合築を禁止しているわけではないため、分権の観点からも当該基準の規定の趣旨を逸脱した場合には合築が認められていないことをきちんと自治体に伝えて、自治体の方で適切に判断していただく必要があると考える。

（高橋部会長）了解した。

（大橋構成員）基準第 210 条第 1 項の規定の趣旨の根幹と考えられる要件として、条文の前段に「交流の機会を確保する」と規定されているが、その後の「かつ」以降は、非常に形式的な敷地要件が設けられている。当該規定の「かつ」以降を削除すれば、多くの自治体で自由に解釈することができると思われるが、現行の省令においては自治体の解釈がかなり萎縮せざるをえないものになっているため、「かつ」以降を削除しないのであれば、「基準第 210 条第 1 項の規定の趣旨を逸脱しない限りにおいては、特別養護老人ホームと障害者向けグループホームの合築は可能」ということが明示的にわかるように通知を工夫していただかないと、現行の省令のまま通知を発出したとしても、再び萎縮した解釈に戻る可能性があるのではないか。

（厚生労働省）自治体とよく相談したうえで検討したいが、現時点では省令の改正ではなく、まずは通知を発出したうえで自治体に対して趣旨をしっかりと説明させていただきたい。それに対して「よく趣旨がわかった」、あるいは「よく趣旨がわからない」等、自治体から何かしらの反応があると考えられるので、提案団体に出向き、説明したい。それでもうまく進まないという話であれば、また相談したい。

（大橋構成員）今回の提案は、特別養護老人ホームと障害者向けグループホームの合築という具体的なものなので、そこに応える通知にしていただきたい。特別養護老人ホームと障害者向けグループホームの合築については、この組み合わせが決して排除されるものではないということがわかる通知になるようお願いしたい。

（厚生労働省）前向きに議論したいと考えているので、制限的な内容の通知を発出するのではなく、基準第 210 条第 1 項の規定の趣旨を逸脱した場合には合築が認められないことを、しっかり示すような内容の通知にして、しっかり確認したい。

（大橋構成員）了解した。

（高橋部会長）閣議決定の時期もあるので、11 月頃には目途をつける必要があると考えるが、それまでに自治体

と相談する機会を設けるのか。

(厚生労働省) まずは通知を発出するとともに、都道府県に出席いただく会議において周知する方向で考えている。その後に問題が生じれば、また改善を続けるつもりである。

(高橋部会長) 了解した。

(境次長) 事務局としては、通知の中で、特別養護老人ホームとの合築ができるということが明確にわかるような内容にしていきたいというのが1点目である。2点目としては、実際に合築している例が存在するという事例の紹介もあわせてお願いしたい。その2つがそろえば、提案団体も趣旨を理解するとともに、実際に合築した例があること、それは考え方として認められているということがわかると考える。

(厚生労働省) ユーザーフレンドリーな通知にするようにという意味だと思うので、そのとおりに対応したい。

<通番 17：指定障害児通所支援事業者の指定等の権限の都道府県から中核市への移譲（厚生労働省）>

(厚生労働省) 中核市に対するアンケート調査の結果を踏まえ、中核市へ権限を移譲する方向で検討したい。

(高橋部会長) 事務量増加による人材確保、財源確保、事務引き継ぎ等について、十分な支援体制が必要になると考えているが、そのための具体的な措置について御教示いただきたい。

(厚生労働省) 内閣府や地方公共団体と十分に意見交換を行いながら進めたい。

(大橋構成員) 全国一律の権限移譲という形で法改正を行うとの理解で良いか。

(厚生労働省) 然り。

<通番 12：家庭的保育事業等における食事提供の搬入施設の緩和及び連携施設に関する経過措置の延長（内閣府、厚生労働省）>

(高橋部会長) 連携施設の要件緩和に関する通知発出のスケジュールについて御教示いただきたい。

(厚生労働省) 年度内には発出する予定である。

(高橋部会長) 了解した。構造改革特区における公立保育所の外部搬入の評価の状況について御教示いただきたい。

(厚生労働省) 構造改革特区で実施している公立保育所における満3歳未満児の給食の外部搬入について、平成28年度中に評価結果を得ることとなっている。当該評価に係る調査を現在行っているが、並行して、家庭的保育事業についての調査も実施している。家庭的保育事業における外部搬入については、保育所における外部搬入との整合性や、家庭的保育事業の自園調理の実態も踏まえて、検討したい。

(高橋部会長) 了解した。

原則論に立ち返るが、食の安全性の観点について、搬入事業者と密接に連携し、きめ細やかな対策をとれば、むしろ自園調理よりも外部搬入の方が適切ではないか。また、食育の観点について、一緒に調理を行う機会を定期的に設けるような方法であれば、自園調理でなくとも非常に良い食育になるのではないか。

(厚生労働省) 御指摘の点も含めて、家庭的保育事業者の事務負担や衛生管理等の問題を検証しながら検討したい。

(大橋構成員) 構造改革特区において、満3歳未満児の給食の外部搬入を容認した際には、外部搬入における様々な条件を考慮した上で容認したのであろうから、保育所の動向とは別に、家庭的保育事業について、情報共有の方法、アレルギー対策、食育等に関する条件を具体的に提示した上で、外部搬入の要件を緩和するという検討の方向性はあるのではないか。

(厚生労働省) 仮に外部搬入の要件を緩和する場合には、大橋構成員御指摘の要件設定も含めて、検討する必要があると考えている。

(高橋部会長) 11月半ばまでに対応方針を固める必要があるが、そのスケジュールの中でどのくらいのことが言えるか。

(厚生労働省) 調査結果や評価結果を出す時期は、平成29年3月頃の予定である。

(高橋部会長) 家庭的保育独自の問題を考慮して検討するという方向性は是非堅持していただき、特区と関連付けるかどうかも含め、対応方針の内容を事務局と調整いただきたい。

(境次長) 保育所における満3歳未満児の給食の外部搬入が全国展開するということになれば、家庭的保育についても当然認める方向で検討されるべきであり、あるいは保育所とは別の問題として、家庭的保育事業について前向きに、保育所よりも先行して検討することもあり得るべしという問題意識を我々は持っている。保育所についての結論が、平成29年3月ぐらいまでかかるとすると、家庭的保育事業の外部搬入に関する結論は、遅

くとも、保育所における満3歳未満児の給食の外部搬入についての結論と併せて出すようにお願いしたい。それより前に結論が出るのなら、それに越したことはないというのが我々のスタンスである。

(厚生労働省) 構造改革特区における公立保育所の給食の外部搬入についての結論が出なければ、家庭的保育事業の結論が出ないということではないので、できるだけ速やかに検討したい。

<通番 13：病児保育事業に係る要件の緩和（厚生労働省）>

(厚生労働省) 病児保育事業は保育士及び看護師による2人以上の体制を原則とするが、交通条件及び自然条件、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地あるいは離島その他の病児保育の確保が著しく困難に地域であって、病児保育の利用児童の見込みが少ないと市町村が認めるものにおいては、医療機関併設型かつ定員2名以下の病児保育事業を実施する場合、子育て支援員研修を修了している等、病児保育事業に従事する上で必要な知識や技術等を習得していると市町村が認めた看護師を1名専従で配置した上で、病児保育以外の業務に従事している看護師1名が、必要な場合に速やかに対応できる職員体制を確保し、利用児童の病状等を定期的に確認、把握した上で、適切な関わりとケアを行うことをもって、現状の職員、人員配置基準を満たすとする例外規定を設けたい。その際、当該例外規定に基づき病児保育事業を実施する市町村は、要綱で定めるところにより、その提供する病児保育に係る情報を公表するものとしたい。

一方、ファミリー・サポート・センター会員が提供するものは、子どもの保護としての「預かり」であり、子どもに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、健全な心身の発達を図る「保育」ではない。

また、ファミリー・サポート・センター会員の要件としては、約30時間程度の子育て支援に関する基礎的な研修を受講すればよいこととされており、保育士との知識・技能の差は施設要件や研修要件等の設定で補えるものではないと考えている。

(高橋部会長) 要件緩和については通知による措置を考えているのか。

(厚生労働省) 実施要綱の改正により措置する。

(高橋部会長) 要綱改正の場合、速やかな対応が可能か。

(厚生労働省) 極力速やかに対応したい。

(高橋部会長) 何らかの要件を加えた上で、ファミリー・サポート・センター会員を配置することについては、対応困難か。

(厚生労働省) 前回も議論したが、保育士の修業年限は2年以上を要している一方で、ファミリー・サポート・センター会員は30時間程度の基礎的な知識・技能の研修が要件であり、保育士に代わることは困難であると考えている。

保育士の要件緩和については、特区でも議論されているが、職員配置に係る質的な要件の緩和は慎重に検討する必要があることから、人材確保の問題に向き合う一方で、質の確保の観点も踏まえ、慎重に取り組む必要がある。

(高橋部会長) 看護師かつファミリー・サポート・センター会員という要件は考えられないか。

(厚生労働省) 実務経験のある幼稚園教諭における保育士試験の免除など、教育課程が共通する部分における要件緩和と異なり、保育士の履修と共通しない部分における職種の相互乗入れは困難である。

(大橋構成員) 今回の要件緩和により山間部や僻地という条件下において病児保育が手厚くなる一方で、都市部においては保育士や看護師の不足という課題が残ることから、地方公共団体の声を聞きつつ、都市部における要件緩和についても検討いただけないか。

(厚生労働省) 具体的な要望があれば当然検討したいが、今回は、病児保育を行っている団体や事業者から伺った、看護よりも保育が必要であるとの意見を踏まえ要件設定を行ったことから、今後の検討において、そのような意見も踏まえた上で検討することになる。

(高橋部会長) 看護よりも保育が必要であるとの点について、具体的に御教示いただきたい。

(厚生労働省) 病児が暴れた場合、看護師では対応が困難であるとの意見を病児保育の事業者から伺っている。

(勢一構成員) 徳島県提案のファミリー・サポート・センター会員の活用は、マンツーマンでの配置で、見守りの密度を高めることで対応するとの提案である。単にファミリー・サポート・センター会員では保育士と要件に差があるとの趣旨で実現困難との回答であれば、具体的にどのような要件であれば可能になるかという点については、今回の提案を踏まえ検討する余地があるのではないか。

(厚生労働省) 保育については保育士が主たる資格と考えており、その要件緩和については反対意見が多い。フ

ファミリー・サポート・センター会員の活用は資格の観点から厳しいと考えているが、総合的な人材確保策については考えていく必要がある。

(高橋部会長) 今回の徳島県提案は馴染まないとの結論と思われるが、人材確保策については多様な形が考えられるため、是非検討いただきたい。

(厚生労働省) 人材確保策は多くの場面で議論されているため、厚生労働省としては、保育の質の担保を前提としつつ、地方分権改革や規制緩和等の個別の議論において対応していきたい。

(大橋構成員) 資格については市民との信頼関係においても必要なものと考えているが、保育士とファミリー・サポート・センター会員の中間にあたる資格が無い状況では、保育士の不足が人材確保の問題に直結するため、保育士とファミリー・サポート・センター会員の中間にあたる資格を設けることを検討する余地はないか。

(厚生労働省) 保育士とファミリー・サポート・センター会員との中間にあたる資格として家庭的保育者が考えられるが、保育士に比較して専門性は劣る。保育士がいる施設の方が保育士がいない施設と比較して事故が少ない傾向にあり、そのような考え方も含めて、人材確保策については引き続き総合的に考える必要がある。

(高橋部会長) この種の問題については継続的に検討いただきたい。

<通番 14：一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先の市町村への変更並びに立入検査事務の市町村への移譲（厚生労働省）>

(厚生労働省) 市町村に対して実施したアンケート結果について、権限移譲された場合の実施体制が「整っていない」と回答した市町村が全体の約8割であったことから、現段階での権限移譲は困難と考えている。

ただし、実施体制が整っている市町村については、都道府県と市町村による協議の上で、事務処理特例制度を活用して実施することについては問題なく、そのための通知を发出したいと考えている。

(高橋部会長) 実際に事務をやっていないならば「整っていない」と回答するのではないか。

(厚生労働省) 「整っていない」と回答する一方で、支障を解消するために必要な方策として、人員・財源の支援を求める回答も多かった。一方、都道府県については、権限移譲を行った場合に支障があると回答した都道府県は約8%で、支障がないと回答した団体は約92%であった。

このため、体制が整っている市町村に対しては権限を移譲しても構わないが、そもそも市町村の事務処理体制が整っていないのであれば、権限移譲は困難ということである。

ただし、提案も踏まえ、事務処理特例制度を活用して事務権限を移譲することは問題ないという旨の通知を出したいと考えている。

(高橋部会長) 通知については承知したが、都道府県の負担感などの支障を踏まえ、地方公共団体に対する立入検査のマニュアルや検査のノウハウ等の知見の提供により実施主体の負担を軽減できれば、提案の一部実現に繋がると考えているが、そのような措置を検討する余地はないか。

(厚生労働省) 現時点で、監査指導の方法について、通知やガイドラインを示している。これらについて、保育現場の事故等による見直しという形で提供していくことは考えられる。

(高橋部会長) 提案団体等に聞いた上で、マニュアルの見直しのような措置で支障が解決できるのであれば、是非対応いただきたい。

<通番 15：延長保育又は一時預かりと放課後児童クラブを併設運営する場合の職員配置基準等の緩和（厚生労働省）>

(高橋部会長) 前向きな第2次回答をいただいたことは有り難い。しかし、「延長保育事業の利用児童に3歳未満の児童がいないこと。」という要件については、提案団体からの提案内容が、0～2歳児も対象とすることを含むものであることから、少人数であれば0～2歳児も対象とするよう検討いただきたい。

(厚生労働省) 資料9ページを御覧いただきたい。0～2歳児と3～5歳児の発達状況をお示しした資料である。0～2歳児と3～5歳児では、発達状況は異なるものである。また、保育における職員の配置基準についても、児童が1～2歳の場合には、児童6名に対して保育士1名という基準である。一方、児童が3歳の場合には、児童20名に対して保育士1名という基準になる。保育所においても2歳と3歳を起点に、保育の内容が大きく変わるものである。このことから、0～2歳児と3～5歳児とを混同させるといふ実施方法は困難である。

(大橋構成員) 提案団体が抱える待機児童対策は、0～2歳児が対象とならないと、なかなか進まないと思われる。安全性に配慮するという条件付けをして、0～2歳児を対象とすることはできないか。

(厚生労働省) 0～2歳児を対象としたときに、見守りを行う保育士が不在で大丈夫かという懸念がある。自分の身の回りのことができるかできないかで、0～2歳児と3～5歳児では大きく異なる。ただし、具体的な支

- 障事例について、今後、提案団体の意見を聴く余地はある。
- (高橋部会長) 提案内容は、保育士が不在という状況ではないのではないか。放課後児童支援員1名、保育士1名の2名を想定している提案内容であると把握しているが、そうではないのか。
- (厚生労働省) 放課後児童支援員と保育士との兼務を認めて、0～2歳児を対象とすることは問題ではないかと申し上げている。
- (野村構成員) 放課後児童支援員1名、保育士1名であるので、保育士が不在ということではないのではないか。
- (厚生労働省) 延長保育事業となると、保育所と同様の職員配置基準となるので、その場合に兼務を認めて、0～2歳児を対象とすることは問題であるということである。
- (高橋部会長) 提案内容としては、放課後児童クラブの利用児童が2名、一方、保育の利用者が1名程度という理解であったが、そうではないのか。
- (厚生労働省) 延長保育の利用児童については、具体的には決まっていない。職員配置基準については、0歳児は3名に対して保育士1名、1・2歳児は6名に対して保育士1名とされている。
- (高橋部会長) 配置基準を踏まえて、延長保育事業の利用児童に0～2歳児がいる場合でも受け入れるように検討できないか。
- (厚生労働省) 延長保育は、保育所並みの職員配置基準になっているので、0～2歳児について、放課後児童クラブの利用児童数が2名以下の場合で延長保育を実施するケースをシミュレーションしないと分かりかねる。その上で、3歳以上という要件をどのくらい緩和できるのかということを検討する。
- (高橋部会長) 是非、そのシミュレーションをお願いします。
- (厚生労働省) シミュレーションはしてみるが、保育所の職員配置基準の問題があるので、難しい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)